

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
2017/3/23	老齢給付年金 請求書（老齢基 礎）	31	共済期間に係 る基礎年金対 象期間につい て	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 31 条	昭和 2 年生まれの男性（受給年金コード 0160、0161、1150）で、 共済加入期間は昭和 18 年から昭和 44 年の退職まで 215 ヶ月、その 後再任用で昭和 51 年から昭和 62 年まで 125 ヶ月の期間となっています。 （地方職員共済組合） また、オンラインデータ上この者にか かる年金コード 0160 は昭和 44 年に受給権が発生、0161 は平成 4 年 に 65 歳到達により受給権が発生しています。 この者の場合、60 年改正法附則第 31 条により、共済年金加入期間は 基礎年金対象期間とならず、また、厚生年金期間も旧法の通算老齢 年金の裁定としてよろしいかご教示願います。	昭和 60 年改正法附則第 31 条では、大正 15 年 4 月 2 日以降に生まれ た者であって昭和 61 年 3 月 31 日において共済組合が支給する退職年 金（同日においてその受給権者が 55 歳に達しているものに限る。）等 の受給権を有していた者については、昭和 61 年 4 月 1 日以降に受給権 の発生するその者の国民年金の老齢年金は旧法の規定を適用すること とし、老齢基礎年金は支給しないことになっています。 また、旧厚生年金保険法第 46 条の 3 では、各公的年金制度の加入期 間が 1 年以上あり、その制度の老齢年金の受給資格期間を満たしてい ない者が、60 歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被 保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして 60 歳に達 したときに、他の公的年金制度に係る通算対象期間が、その制度から 支給される老齢（退職）年金を受給するのに必要な加入期間以上であ ること等の要件を満たせば、通算老齢年金を支給することになってい ます。 ※通算対象期間とは、各公的年金制度の加入期間のこと（国民年金の 場合は、保険料納付済期間か保険料免除期間） ※通算年金制度が実施された昭和 36 年 4 月 1 日前の期間については、 同日まで引続いている期間についてのみ通算対象期間とされます。 以上を踏まえると、本件対象者については、昭和 44 年 6 月におい て退職年金の受給権を有し昭和 61 年 3 月 31 日において 55 歳に達して いることから老齢基礎年金は支給されません。また、他の公的年金制度 である共済年金の通算対象期間が共済年金から支給される退職年金を 受給するのに必要な加入期間以上であることから、厚生年金保険被 保険者期間に基づく通算老齢年金が支給されます。
2017/3/23	老齢給付年金 請求書（老齢厚 生）	32	統合共済期間 を有する者の 受給権発生に ついて	厚生年金保険法平 成 8 年改正法附則 第 5 条、8 条 国民年金法昭和 60 年改正法附則第 8 条 5 項四の二 厚生年金保険法昭 和 60 年改正法附則 第 63 条	昭和 11 年 8 月生の旧適用法人共済組合期間に基づく退職年金（年 金コード 0160・昭和 61 年 3 月 31 日受給権発生）のみを受給している 者に 1 年未満（昭和 28 年 5 月～同年 11 月）の厚生年金被保険者期間 が判明した時、65 歳より新法老齢厚生年金（平成 13 年 7 月受給権発 生）を支給できるでしょうか。	① 厚生年金保険法附則（平 8）第 5 条により、旧適用法人共済組合 員期間については、厚生年金保険の被保険者であった期間とみな されます。 ② 厚生年金保険法附則（平 8）第 8 条第 1 項第 2 号により、施行日 の前日において旧適用法人共済組合が支給する旧国共済法の規 定による退職年金の受給権を有していた者に支給する厚生年金 保険法による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の 額の計算の基礎となった旧適用法人共済組合員期間は計算の基 礎としません。 ③ 厚生年金保険法附則（昭和 60）第 63 条第 1 項より、施行日の前 日において共済組合が支給する退職年金（同日において 55 歳に 達している者に限る）の受給権を有していた者については、厚生 年金保険法第 3 章第 2 節（老齢厚生年金）および同法附則第 8 条 （老齢厚生年金の特例）を適用しません。 以上①～③により、新たに判明した 1 年未満の厚生年金保険の被保 険者期間をもとに新法による老齢厚生年金を支給することになりま す。

疑義照会回答（年金給付）

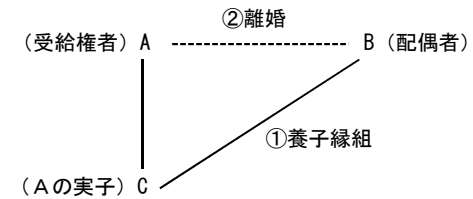
掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
2017/3/23	老齢給付年金 請求書（老齢厚 生）	33	配偶者が厚生 年金同月得喪 の期間に係る 合算対象期間 の取扱いにつ いて	国民年金法昭和 60 年改正法附則第 8 条第 5 項、第 6 項 国民年金法第 11 条 の 2、国民年金法等 の一部を改正する 法律の施行に伴う 経過措置に関する 政令（昭和 61 年） 第 14 条	<p>下記の事例において、昭和 49 年 10 月に夫が同月得喪の厚生年金記録がある場合、昭和 49 年 10 月を合算対象期間とすることが可能か、ご教示願います。</p> <p>妻については、国民年金強制加入期間（未納）・国民年金任意未加入期間の 2 つが存在しています。旧法においては新法の第 11 条の 2 の規定がないこと、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 14 条の規定により、合算対象期間として取り扱えるものでしょうか。</p>	<p>妻については、国民年金強制加入期間（未納）・国民年金任意未加入期間の 2 つが存在しています。</p> <p>国民年金の被保険者期間が未納の場合は、昭和 49 年 10 月は合算対象期間となります（国民年金法附則（昭和 60）第 8 条第 5 項）。</p> <p>国民年金の被保険者期間が納付・免除されていた場合は、納付済期間・免除期間となり、昭和 49 年 10 月は合算対象期間とはなりません（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 14 条）。</p>
2017/3/23	老齢給付年金 請求書（老齢厚 生）	34	厚生年金保険 と農林共済組 合員期間の重 複について	農林共済廃止前の 厚生年金保険法第 12 条第 1 項第 1 号 口	<p>昭和 28 年 12 月 25 日生まれ女性 厚生年金保険加入期間中の平成 6 年 2 月 7 日に農林共済組合に加入、その後平成 6 年 3 月 1 日に厚生年金保険の資格喪失となりました。ただし、農林共済組合と厚生年金保険の期間重複のため平成 20 年 5 月 27 日に厚生年金保険の資格喪失日を平成 6 年 2 月 7 日にする訂正処理が行われました。</p> <p>厚生年金保険被保険者が共済組合の組合員となった場合、農林共済廃止前の厚生年金保険法第 12 条 1 項 1 号の口により適用除外となり資格喪失となりますが、農林共済が平成 14 年に厚生年金保険と統合され厚生年金保険被保険者期間とみなされることになったため、過去の重複した期間について「報酬合算」等、将来の年金額に反映することができないでしょうか。</p>	<p>統合以前の農林共済期間は、平成 14 年 4 月以降においても農林共済法に基づいた組合員の期間であったことに変わりはなく、農林共済廃止前の厚生年金保険法第 12 条 1 項 1 号口により、厚生年金保険は適用除外となり被保険者としないうため、報酬合算などの取扱いはできません。</p>

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
2017/3/23	老齢給付年金 請求書(老齢厚 生)	35	年金条例職員 期間のみを持 つ者の加入期 間の確認につ いて	地方公務員等共済 組合法の長期給付 等に関する施行法 第2条第1項第19 号、第7条第1項 第1号、通算年金 通則法第5条、国 民年金法昭和60年 改正法附則第8条 第5項	東京都においては、昭和30年2月に各現業部局（交通局・水道局・下水道局等）が独自に局ごとの共済制度を設け、厚生年金から移行していました。これは昭和37年12月1日に地方公務員共済組合法が施行されるまで続きました。いわゆる年金条例職員です。この期間は地方公務員共済設立以降も在職していた者は共済組合員としての記録が残されていますが、それ以前に退職した者については、共済組合に記録は残っていません。 今回昭和31年～36年にかけて東京都交通局に在職した者の加入期間確認を行う必要があるため、何をもって加入期間の証明とするかご教示願います。当然共済組合からは加入期間確認通知書は発行されません。東京都交通局では、局長名の「在職証明書」をもって加入期間確認通知書の代わりとしていたとのことでしたが、この取扱いについてご教示願います。	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第2条第1項第19号に規定する年金条例職員期間は、同法第7条第1項第1号により、地方公務員等共済組合法の施行日（昭和37年12月1日）の前日に職員であった者で施行日に組合員となり、引き続き組合の組合員である場合に、同法に規定する組合員期間に算入することとされており、この場合は、施行日前の期間を含め、所属の共済組合により年金加入期間確認通知書が発行されます。 一方、昭和37年12月1日前に退職した者の年金条例職員期間については、通算年金通則法第5条により通算対象期間とされ、新法においては、昭和60年改正法附則第8条第5項第3号及び第5号により合算対象期間とされるが、当該期間を証明するものについては地方公共団体により発行されるものであるから、東京都交通局の職員であった期間を合算対象期間とする場合は、局長名で発行される在職証明書を当該期間を明らかにすることができる書類と取り扱ってください。 なお、共済組合と同様、昭和36年4月1日前の在職期間のうち、同日まで引き続き期間以外のものは合算対象期間とされないことに留意願います。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
2017/3/23	障害基礎年金 請求書	16	障害基礎年金 の納付要件に ついて	国民年金法平成6 年改正法附則第6 条、国民年金法昭 和60年改正法附則 第8条第2項	昭和61年3月以前に初診があり、当時の障害年金の納付要件は該当しないため、平成6年改正法附則6条にて決定する際、20歳前に厚生年金の加入期間がある者の場合、その厚生年金の加入期間は納付要件に算入できるでしょうか。関連条文（昭和60年改正法附則第8条第1項、第2項）を確認する限り算入できないと思われませんが、算入できないとの取扱いでよいでしょうか。	昭和61年3月以前に初診日があり、当時の障害年金の支給要件を満たさない者について、国民年金法平成6年改正法附則第6条において、初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間があることが規定されています。一方、国民年金法昭和60年改正法附則第8条第2項の規定において厚生年金保険の被保険者期間のうち、昭和36年4月1日から施行日（昭和61年4月1日）の前日までの期間について、国民年金の被保険者期間とみなすことが規定されていますが、20歳に達した日の属する月前の期間を当該国民年金の被保険者期間から除くとされています。したがって、20歳前の厚生年金加入期間は納付要件に算入できません。
2017/3/23	障害基礎年金 請求書	17	20歳到達前に 初診がある場 合の障害基礎 年金の支給停 止期間につい て	国民年金法第36条 の2第1項	20歳到達前に初診日がある傷病により障害基礎年金を受給しているものは、刑事施設に拘置されている間は障害基礎年金の支給を停止されることになっていますが、障害基礎年金受給権者が刑期の途中で傷病（精神）が原因で措置入院をするために刑事施設を出所して入院した期間についても障害基礎年金は支給停止されるでしょうか。（国民年金法第36条の2第1項）	国民年金法第36条の2に障害基礎年金は、受給者が刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき、少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき等に支給停止されるとあります。刑事訴訟法480条に、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、その状態が回復するまで刑の執行を停止するとあり、措置入院期間については刑期が進行せず、症状の回復が認められた際に、刑期が残っている場合は刑事施設等に再入所することとなっています。（法務省刑事局に確認済）このことから措置入院期間は国民年金法第36条にある刑事施設等に拘禁されている期間には該当しないため、障害基礎年金は支給停止されません。
2017/3/23	障害基礎年金 請求書	18	障害基礎年金 の子の加算改 定について	国民年金法第33条 の2	国民年金法第33条の2第3項第4号の「受給権者の配偶者以外の者の養子となったとき」の解釈についてご教示願います。 子の加算のある障害基礎年金受給者A（女性）がBと再婚し、Aの実子は再婚相手のBと養子縁組をした。その後、AとBは離婚したが、実子とBの養子縁組は解消に至っていない。この場合、上記第4号「受給権者の配偶者以外の養子となったとき」に該当となるのかをご教示願います。	障害基礎年金の子の加算額については、国民年金法第33条の2に規定されており、第3項においては子のうちの一人または二人以上が各号のいずれかに「該当するに至ったとき」は年金額を改定すると規定されています。 ①受給権者Aの実子CがAの配偶者Bの養子となったときは、「受給権者の配偶者の養子」であり、②その後AとBが離婚し、BがAの配偶者でなくなった事実をもって、Cが「受給権者の配偶者以外の養子となるに至った」ことにはなりません。 ここで言う「該当するに至ったとき」とは、本件の場合、CがB以外の者の養子となるに至ったときと考えるのが妥当です。



疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
2017/3/23	遺族給付年金 請求書（遺族厚 生・遺族基礎）	11	統合共済期間 と厚生年金期 間を有する者 の遺族年金の 決定について	厚生年金保険法第 60条 厚生年金保険平成 8年改正法附則第5 条、第11条、厚生 年金保険法等の一 部を改正する法律 の施行に伴う経過 措置に関する政令 （平成9年3月28 日政令第85号）第 17条	厚生年金の加入記録がなく、旧三共済の加入期間 249 ヶ月を有して退職年金を受けていた者が平成12年に死亡され、妻に遺族厚生年金が支給されています。今回、死亡者に5 ヶ月の厚生年金が判明したが、遺族厚生年金はその期間を含めて裁定できるかご教示願います。	厚生年金保険法附則（平8）第11条1項および平成9年経過措置政令第17条第3項ハによると、旧三共済の退職年金を受けていた者が平成9年4月1日以降に死亡された場合は、遺族厚生年金が支給されます。厚生年金保険法附則（平8）第5条によると、旧三共済組合員期間は、厚生年金の被保険者であった期間とみなすこととなります。 年金額については、厚生年金保険法第60条1項によると、遺族厚生年金の額は、死亡された者の被保険者期間を基礎として計算することから、旧三共済組合員期間と後に判明した5 ヶ月の厚生年金の被保険者期間を含め、遺族厚生年金を裁定することとなります。
2017/3/23	遺族給付年金 請求書（遺族厚 生・遺族基礎）	12	子の遺族年金 の支給停止解 除について	国民年金法第20 条、第41条第2項 厚生年金保険法第 66条、第38条第1 項	<事例> 妻（遺族基礎・遺族厚生年金を受給中） 子（遺族基礎・遺族厚生年金は妻が遺族基礎・遺族厚生年金受給のため支給停止中） 遺族基礎・遺族厚生年金を受給中の妻が、障害年金または老齢年金の受給権を取得し、遺族年金以外の他年金を選択受給することになった場合、子の遺族年金の支給停止を解除することができますか。子の遺族基礎年金については、国民年金法第41条により母と生計維持関係にあるため、支給停止することになりますが、遺族厚生年金については、厚生年金保険法第66条1項により妻が受給権を有する期間は子の遺族厚生年金は支給停止すると記載されています。妻の遺族厚生年金が支給停止されている期間においても子の遺族厚生年金は支給停止すると解釈してよろしいでしょうか。 なお、厚生年金保険法第66条ただし書については、本件との関係はないと考えます。	子に対する遺族基礎年金は、妻が遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止することとされています。（国民年金法第41条第2項） また、遺族基礎年金は、その受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（当該年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。）を受けることができるときは、その間、その支給を停止することとされています。（国民年金法第20条） したがって、遺族基礎年金については、遺族基礎年金を受給している妻が、他の年金給付（老齢基礎年金や障害基礎年金等）を受けることができるときは、その間、支給を停止することになりますが、妻の遺族基礎年金が支給を停止されている場合であっても、妻が遺族基礎年金の受給権を有する限りは、子に対する遺族基礎年金の支給の停止が解除されることはありません。 一方、子に対する遺族厚生年金は、妻が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止することとされています。（厚生年金保険法第66条） また、遺族厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付（老齢厚生年金を除く。）、国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金、障害基礎年金並びに当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。）又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族共済年金を除く。）を受けることができる場合における当該遺族厚生年金についても、その間、その支給を停止することとされています。（厚生年金保険法第38条第1項） したがって、遺族厚生年金については、遺族厚生年金を受給している妻が、他の年金給付（障害厚生年金等）を受けることができるときは、その間、支給を停止することになりますが、妻の遺族厚生年金が支給を停止されている場合であっても、妻が遺族厚生年金の受給権を有する限りは、子に対する遺族厚生年金の支給の停止が解除されることはありません。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
2017/3/23	遺族給付年金 請求書（遺族厚 生・遺族基礎）	13	遺族厚生年金 の受給資格に ついて	厚生年金保険法第 58条、第64条の2	60歳前の被保険者が共済組合期間を38年で脱退し、引き続き厚生年金に加入したが加入した月に死亡されました。 この場合の受給要件はどうなるのかご教示願います。	<p>厚生年金保険法第58条第1項第1号に『被保険者（失踪の宣告を受けた被保険者であつた者であつて、行方不明になつた当時被保険者であつたものを含む。）が、死亡したとき。』とあるため、これに該当します。（短期要件）</p> <p>また、同法第58条第1項第4号に『老齢厚生年金の受給権者又は第42条第2号に該当する者が、死亡したとき。』とあり、こちらにも該当します。（長期要件）</p> <p>同法第58条第2項に『前項の場合において、死亡した被保険者又は被保険者であつた者が同項第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、第4号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第1号から第3号までのいずれかのみ該当し、同項第4号には該当しないものとみなす。』とあり、別段の申出がない場合、短期要件で該当すると考えます。</p> <p>本案件該当者は、共済組合員期間が38年であるため（長期要件）、遺族厚生年金は、厚生年金法第64条の2に『第58条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより支給される遺族厚生年金は、その受給権者が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について他の被用者年金各法による遺族共済年金であつて政令で定めるものを受けることができるときは、その間、その支給を停止する。』とあり、短期要件の場合は、遺族厚生年金もしくは、遺族共済年金を選択し、どちらかが支給停止となります。</p> <p>よって短期要件及び長期要件での裁定の際の金額等を案内し、請求者の意思を確認した上で、裁定すべきものと考えます。</p>
2017/3/23	遺族給付年金 請求書（遺族厚 生・遺族基礎）	14	大正4年生ま れの者の船員 保険1ヵ月が 年金に反映す るかどうかに ついて	厚生年金保険法昭 和60年改正法附則 第47条、第72条、 昭和61年経過措置 政令第88条第1項	<p>大正4年生まれで船員保険期間を1ヵ月有する者について、本人の通算老齢年金（船員）は発生しないが、死亡により妻が新法遺族厚生年金（通算老齢年金相当）を受給しているときは、船員保険期間は遺族年金に反映するのでしょうか。</p> <p>昭和60年改正法附則第72条第1項に規定する政令（措置令88条1項7号）に船員保険の被保険者であった期間が1年以上あり・・・とありますので、遺族年金の追加の対象にはならないと思います。</p>	<p>本件は、1ヵ月の船員保険の被保険者期間を有する旧厚生年金保険法による通算老齢年金の受給権者の死亡による遺族厚生年金の額に、1ヵ月の船員保険の被保険者期間が反映するののかについて照会があったものです。</p> <p>旧厚生年金保険法による通算老齢年金の受給権者の死亡による遺族厚生年金については、昭和60年改正法附則第72条第1項並びに昭和61年経過措置政令第88条第1項第5号及び同条第3項により支給されます。</p> <p>また、同法附則第47条により昭和61年3月以前の船員保険の被保険者であった期間は厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされ、遺族厚生年金の年金額の計算の基礎とされます。</p> <p>遺族厚生年金の年金額については、厚生年金保険法第60条第1項第1号により、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算することから、1ヵ月の船員保険の被保険者期間を含めた遺族厚生年金として裁定することになります。</p>

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
2017/3/23	通算老齢年金 請求書(旧)(厚 生年金)	5	旧法該当者の 離婚分割にお ける老齢厚生 年金受給の可 否について	厚生年金保険法第 78条の6第3項、 第78条の11、厚生 年金法附則第17条 の10、厚生年金保 険法昭和60年改正 法附則第63条、平 成16年改正法附則 第48条	離婚分割において以下の第2号改定者が離婚分割改定請求をし、「みなし被保険者期間」が298ヵ月となった場合の老齢厚生年金の受給の可否についてご教示願います。 第2号改定者 生年月日 大正14.8.3 婚姻期間 昭和24.10.19～平成21.12.16 受給年金 旧国民年金法通算老齢年金 国年加入期間 20ヵ月(昭和47.4～昭和48.11 全て納付) 厚年・共済加入期間 0ヵ月 みなし被保険者期間 298ヵ月(昭和31.7.1～昭和 56.5.1) 「みなし被保険者期間」と旧法年金の受給権に関して、厚生年金 保険法昭和60年改正法附則第63条の規定によると「みなし被保険 者期間」は老齢厚生年金の受給資格としての被保険者期間から除く、 との規定があるため「みなし被保険者期間」298ヵ月では老齢厚生年 金の受給権は発生しない。また、「みなし被保険者期間」は旧厚生 年金保険法通算老齢年金の受給資格としての被保険者期間に含まれ るため、昭和60年改正前厚生年金保険法第46条の3により被保険 者期間1年以上あり、老齢年金を受けるために必要な期間を満たし ていないため、老齢厚生年金ではなく旧厚生年金保険法通算老齢年 金を受給するという取扱いでよいでしょうか。	離婚分割によって分割された被保険者期間（以下「みなし被保険者 期間」という）は、厚生年金保険法第78条の6第3項により第2号改 定者の被保険者期間であったものとみなされます。 「みなし被保険者期間」は、厚生年金保険法附則(60)第63条第3 項の規定により、本件対象者の旧法老齢年金の支給要件（旧厚生年金 法第42条）および通算対象期間（通算年金通則法第4条）を判断する 際の被保険者期間には含みませんが、旧厚生年金保険法第46条の3 に規定する通算老齢年金の支給要件については、「みなし被保険者期 間」を被保険者期間から除外する規定がないため、通算老齢年金の支 給要件の「被保険者期間が1年以上である者」の被保険者期間には含 めることとなります。 よって、本件対象者は離婚分割によって「みなし被保険者期間」を 有することにより、旧厚生年金保険法通算老齢年金が発生することに なります。
2017/3/23	通算老齢年金 請求書(旧)(厚 生年金)	6	通算対象期間 について	通算年金通則法第 4条第2項第5号	通算年金通則法第4条第2項第5号の「第2号イからへまでに掲 げる年金たる給付のうち死亡を支給事由とする給付または戦傷病者 戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金を受けることができる者」に ついて、恩給の給与初月及び給与開始月が昭和36年10月1日にな る者が、当該恩給を昭和58年5月24日に請求し、請求の日より5 年以上さかのぼった昭和53年4月が給与初月とされました。 この場合通算対象期間は昭和36年10月からとなるか、昭和53年 4月からとなるのかご教示願います。	通算対象期間は、恩給証書にある給与期間により確認するため、昭 和53年4月からとなります。

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
2017/3/23	通算老齢年金 請求書(旧)(厚 生年金)	7	通算老齢年金 の通算対象期 間について	昭和60年改正前厚 生年金保険法第46 条の3、第19条、 通算年金通則法附 則第2条、通算年 金通則法第4条	<p><事例> 明治43年4月6日生 女性 旧法国民年金老齢年金受給者 国民年金加入期間 昭和36年4月1日～昭和46年4月1日(120 月納付)</p> <p>上記の者に、厚生年金第三種被保険者期間 昭和20年2月1日～ 昭和21年1月28日(実期間11月)が判明しました。 この期間について、旧法厚生年金の通算老齢年金支給が可能かご 教示願います。</p> <p>旧法厚生年金の通算老齢年金は、「被保険者期間が一年以上である 者」が受給権者となり得るが(旧厚年法第46条3)、この被保険者期 間について、第三種被保険者の場合「第三種被保険者であった期間 は3分の4を乗じて得た期間を被保険者期間とする」(旧厚年法第19 条3項)とあることから、第三種期間については実期間一年未満で あっても、実期間に3分の4を乗じた期間が一年以上であれば旧法 厚生年金の通算老齢年金が支給できると判断してよいでしょうか。</p>	<p>厚生年金保険の通算老齢年金の支給要件については、厚生年金保険 法(60年改正前)第46条の3第1項より、被保険者期間が1年以上 ある者で老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないも のが、60歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保 険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして60歳に達した ときに、次のいずれかに該当する場合に支給するとあります。</p> <p>イ. 通算対象期間を合算した期間が、25年以上であること。 ロ. 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間 が、20年以上であること。 ハ. 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定め る老齢・退職年金給付を受けるに必要な資格期間に相当する期間以上 であること。 ニ. 他の制度から老齢・退職年金給付を受けることができること。</p> <p><被保険者期間が1年以上ある者について> 厚生年金保険の被保険者期間の計算については、同法第19条に規定 があり、第3種被保険者であった期間については同条第3項より、3 分の4を乗じて得た期間をもって被保険者期間とするとあります。 本件対象者については、この度、昭和20年2月1日から昭和21年 1月28日の第三種被保険者であった実期間(11月)が判明し、3分の 4を乗じて得た期間が被保険者期間となるため、厚生年金保険法(60 年改正前)第46条の3第1項による被保険者期間が1年以上ある者と なります。</p> <p>なお、本件対象者の昭和36年4月1日前の第3種被保険者期間につ いては、通算年金通則法附則第2条において、「昭和36年4月1日 において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者でなかった者等 については、その者の同日前の厚生年金保険の被保険者期間期間は第4 条第1項の規定にかかわらず、通算対象期間としない。ただし、その 者が同日以後国民年金の保険料納付済期間若しくは保険料免除期間を 有するに至ったときは、この限りではない。」とあることから通算対象 期間となります。</p> <p><厚生年金保険法(60年改正前)第46条の3第1項各号について> 本件対象者は、国民年金保険料を昭和36年4月1日から昭和46年 4月1日の期間で納付(120月納付)しており、国民年金法(60年改 正前)第76条により同法第26条中の「25年」とあるのを「10年」で 読み替えられた受給資格期間等の短縮による老齢年金を受給してい ます。</p> <p>以上より、被保険者期間が1年以上ある者で上記ハ、ニに該当する ことから厚生年金保険の通算老齢年金が支給されることとなります。</p>

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
2017/3/23	未支給(年金・ 保険給付)請求 書	10	未支給年金の 請求者の範囲 について	厚生年金保険法第 37条、第41条 国家公務員共済組 合法第45条 民法第896条	現況届未提出の旧法厚生年金通算老齢年金受給者が死亡されたが厚生年金保険法第37条による未支給年金請求者はなく（すべて死亡）、甥が死亡届を提出(甥は死亡した年金受給者の相続人)しました。しかし、死亡者は旧法退職年金も受給しており、共済年金は兄弟姉妹の相続人に対して未支給年金の支給が可能となっているため、旧法厚生年金通算老齢年金についても相続扱いにより支給が可能とならないでしょうか。	<p>国家公務員共済組合法第45条に支払未済の給付を支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給するとあります。</p> <p>厚生年金保険法第37条未支給の保険給付には、配偶者・子・父母・孫・祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに支給することになっており、相続人に支給できるという定めはありません。</p> <p>また厚生年金保険法第41条に保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが出来ないといった制限が付けられており、その権利は受給者の一身に専属するものであるとされています。それゆえ、民法第896条ただし書の規定により、受給権者が死亡された場合についても相続の対象にはなりません。</p> <p>よって、相続扱いによる支給はできません。</p> <p>※平成26年3月以前の死亡の場合</p>

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
2017/3/23	脱退手当金請求書	22	特例による脱退手当金支給額を算出する場合の対象被保険者期間について	厚生年金保険法昭和40年改正法附則第17条	<p>特例による脱退手当金の支給要件は厚生年金保険法附則(40)第17条により規定されていますが、下記の者から脱退手当金の請求がありました。</p> <p>この場合の脱退手当金支給額を算出する対象被保険者期間をご教示願います。</p> <p>請求年月日：平成21年6月23日 請求者：女性 昭和23年2月3日生 厚生年金保険加入期間：</p> <p>A 昭和41年5月1日取得～昭和43年5月30日喪失（24ヵ月） B 昭和44年8月5日再取得～昭和44年11月10日喪失（3ヵ月） C 昭和44年12月3日再取得～昭和47年1月28日喪失（25ヵ月） D 昭和52年6月6日再取得～昭和54年9月1日喪失（27ヵ月）</p> <p>全79ヵ月</p> <p>昭和53年5月31日までに資格喪失している女子で被保険者期間が2年以上あることから、A～Cの期間で算出すべきと考えますが、Dの再取得日が昭和53年5月31日前であるため、Dの期間の内昭和52年6月6日～昭和53年4月分の期間も含んで算出することになるでしょうか。</p>	<p>特例による脱退手当金については、厚生年金保険法附則(40)第17条によると、被保険者期間を2年以上有する女子が、この法律の公布の日（昭和40年6月1日）から起算して13年以内の時点（昭和53年5月31日）で、被保険者の資格を喪失していることを要件としています。</p> <p>本件の事案については、Dの期間を含めると昭和53年5月31日の時点で厚生年金保険に加入していることになるため、特例による脱退手当金の支給要件を満たすことにはなりません。従って、A～Cの期間について特例による脱退手当金を支給することになります。</p>

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
2017/3/23	標準報酬改定 請求書(合意分 割)	8	年金分割通算 対象期間につ いて	厚生年金保険法第 78条の2第1項、 第2項 厚生年金保険法施 行規則78条の2	<p><事例> 法律婚 昭和58年1月19日～平成19年6月25日（離婚日） 事実婚 平成19年6月25日～平成19年7月3日 法律婚 平成19年7月3日～平成21年11月2日（離婚日） 標準報酬改定請求書の社会保険事務所受付日 平成21年11月25日</p> <p>上記のケースの場合、それぞれの婚姻期間に対し、請求とされています。また、事実婚（第三号被保険者期間該当期間）と法律婚とは、通算での請求が可能とされています。事実婚以前の法律婚が通算できない具体的な根拠について、ご教示願います。また、これまでに事例として認定されるケースがあれば、併せてご教示願います。</p>	<p>厚生年金保険法第78条の2第1項においては、離婚等をした場合であって、当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意しているときには、厚生労働大臣に対し、当該離婚等について「対象期間」に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求することができるものと規定されています。</p> <p>「対象期間」については、同法施行規則第78条の2第1項に定義されており、同第2項において事実婚関係にあった当事者については、当該当事者が婚姻の届出をしたことにより事実婚関係が解消した場合は、法律婚期間に事実婚第三号被保険者期間を通算した期間とされています。</p> <p>同法施行規則78条の2の趣旨は、離婚分割の対象となる婚姻期間が複数ある場合は、原則それぞれの婚姻期間について請求しなければならないが、例外的に、事実婚関係にあった者が婚姻をすることによりその事情を解消した場合は、事実婚関係の期間を通算し、一つの期間として請求することができる、ということです。</p> <p>したがって、本事案の昭和58年1月19日～平成19年6月25日までの法律婚期間については、平成19年6月25日～平成19年7月3日の事実婚期間及び平成19年7月3日～平成21年11月2日の法律婚期間と通算することはできません。</p>

疑義照会回答（年金給付）

掲載日	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
2017/3/23	その他	11	農林共済の第四種期間と厚生年金期間が重複した場合の取扱いについて	農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和60年法律第107号）附則第3条第1項、農林共済廃止前の厚生年金保険法第12条第1項第1号ロ	<p><事例> 昭和25年2月生の男性</p> <p>農林共済第四種期間 *昭和. 62. 2. 22～昭和. 63. 4. 1 厚生年金期間 *昭和. 62. 3. 23～平成. 9. 2. 21</p> <p>以上の記録のように農林共済第四種期間と厚生年金期間が重複している場合の取扱いについてご教示願います。</p> <p>農林共済第四種期間を記録補正し還付請求を行うのか、記録補正をせず農林共済第四種期間と厚生年金期間を合算して支給する取扱いをする場合は、どのように報酬月額と加入月数を取扱うのかをご教示願います。</p>	<p>農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和60年法律第107号）附則第3条第1項において、昭和61年4月以降も農林共済の任意継続組合員の規定は、なお効力を有するとされ、次項において、任意継続組合員又は任意継続組合員であった期間は組合員又は組合員であった期間とみなし、昭和60年改正後の農林共済法の規定を適用することとされています。</p> <p>一方、厚生年金保険の被保険者の適用除外となる者については、農林共済廃止前の厚年法第12条第1項第1号ロにおいて、単に「組合員」と規定しているが、同法附則第4条の6において厚年法にある「組合員」を「組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）」と読み替えるもののなかに、適用除外の規定は含まれていません。</p> <p>また、農林共済法においても、任意継続組合員と他制度との重複を認めない特段の規定はありません。</p> <p>よって、農林共済の任意継続組合員が厚生年金保険の被保険者となった場合は、重複期間が認められるため、記録を補正する必要はありません。</p> <p>この場合、老齢厚生年金については、厚生年金保険同士の重複の場合の報酬合算の取扱いとせず、それぞれの報酬及び期間ともに計算の基礎としており、老齢基礎年金については、厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎としています。</p> <p>なお、厚生年金保険法附則第4条の6の読替えにより、厚生年金保険の被保険者が農林共済の任意継続組合員となった場合は厚生年金保険の被保険者資格を喪失することに留意願います。</p>